

## 二次的著作物ってどんなもの？

### 【物語】

大学ラウンジ。難しい顔で考え込んでいる葵に、香澄と直哉が声を掛ける。

香澄「葵、難しい顔して考えこんじゃって。何があったの？」

直哉「ほんとほんと。葵らしくない。悩みがあったら、いつでも相談乗るよ～」

葵「ちょっと困っていて。相談に乗ってもらえる？」

香澄「もちろん。一体どうしたの？」

葵「前にさ、香澄には私の漫画を見せたことあるよね。」

直哉「えー、葵、漫画描くんだ。俺にも見せてよ！！」

香澄「もう！ 直哉はちょっと黙ってて。」

### 少ししゅんとする直哉。

香澄「ちゃんと覚えているよ。葵ってイラストだけでなく、ストーリーを創るのもうまいよね。で、その漫画がどうしたわけ？」

### スマホを香澄に見せる葵。

葵「その漫画を小説にして、小説投稿サイトにアップロードしたいって、友達から言われてさあ。私の許諾がほしいって言われたんだけどよくわからないから、どうしたらいいのかわかって。」

香澄「葵の漫画を使って小説を作りたいんだったら、確かに葵の許諾はあった方がよさそう。で、葵はどうしたいの？」

葵「うーん、私の漫画が認められたってことでもあるから、できれば許諾はしたいな、と思うんだ。

ただ、小説投稿サイトってよくわからないし、エンディングを変えたり、多少話を短くしたりしたいんだって。どう変わっていくのかもよくわからないから、なんか悩む。」

香澄「じゃあさ、とりあえず、そのサイトを一緒に詳しく見てみようか。」

### 申し訳なさそうな直哉。

直哉「・・・俺も一緒に見ても・・・いい？」

### 葵と香澄がお互いを見て。

葵・香澄「もちろん！」

葵「直哉も相談に乗ってよね。『小説を書こう』ってサイトみたいなんだけれど・・・」

## 【解説編】

大学ラウンジ。3人で小説投稿サイトの規約を確認している。

天の声・女性「皆さん、頑張っていますね。」

葵「私の漫画を使って小説を書きたいなんて、初めてのことでびっくりしています。私の許諾は必要なんですか？」

天の声・女性「はい。葵さんの著作物を使って新たな著作物を作る場合には、葵さんの許諾が必要です。葵さんは二次的著作物という言葉は聞いたことがありますか？」

葵「二次的著作物？ 知らないです。」

天の声・男性「そちらについては私がお答えしましょう。著作権法では様々な著作物の例示がなされていますが、併せて二次的著作物という著作物についても定義されています。二次的著作物とは

著作権法 2条 1項 11号

二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

この事を言います。」

香澄「二次的著作物と言えば、小説をもとにした漫画や映画などが有名ですよ。」

天の声・男性

「そうですね。今回の話は、葵さんの著作物が漫画で、それを元に小説の形で書き下すということですので、ここでいう翻案に該当します。」

直哉「翻案って、あまり聞いたことがないのですが、どのようなものを指すのですか。」

天の声・男性「はい、日常ではあまり聞かない言葉だと思います。元の著作物のことを原著作物、翻案された著作物を二次的著作物と言いますが、ここで翻案とは、具体的な表現に修正、増減、変更等を加え、原著作物の『表現上の本質的特徴』を直接感得できる別の著作物を創作する行為をいいます。」

葵「『表現上の本質的特徴を直接感得できる』・・・ですか。抽象的ですね。」

天の声・女性「そうですね。まず、翻案による二次的著作物として認められるためには、原著作物の『表現上の本質的特徴』の同一性が維持されている必要があります。原著作物を色々変えていくと、どこかで、原著作物の表現上の本質的特徴の同一性が維持されなくなるはずで

す。この表現上の本質的特徴の同一性が維持されなくなった段階では、二次的著作物には該当しません。」

直哉「二次的著作物でないとすると、何になりますか。」

天の声・女性「原著作物の表現上の本質的特徴の同一性が維持されなくなったものに、著作物に相当する創作性があるとすれば、それは原著作物とは別の新たな著作物と言えます。一方で、元の著作物の表現上の本質的な特徴の同一性が維持されていることに加え、新たな創作性があるのであれば、二次的著作物となります。」

葵「なんだか、難しいですね。もう少しわかりやすく教えてください・・・」

天の声・男性「では具体例で考えてみましょう。今回、葵さんの漫画は、主人公の女の子と、男の子 4 名による日常と恋の様子が描かれていますね。例えば、このような登場人物の抽象的な設定だけが同じで、名前や性格などの人物の特徴や具体的な場面の描写の内容が全く異なる漫画の著作権はどうなると思いますか？」

葵「え？ 設定が同じでも内容が全く違う場合は、違う著作物・・・ですよ。」

天の声・男性「はい、そうです。登場人物の抽象的な設定が同じでも、漫画の内容が全く異なれば、異なる著作物です。

では次に、漫画の一部の内容が同じだとしましょう。ただ、その同じ内容が、ありふれた表現や歴史的事実、データに基づいた部分に留まり、それ以外の創作性のある部分の内容が異なる場合ではどうでしょう。」

香澄「ありふれた表現やデータは著作物ではないと聞いています。ですので、この場合も異なる著作物だと思います。」

天の声・男性「はい、そうなります。創作性のある部分の内容が異なるので、この場合も異なる著作物と言えます。

では次に、葵さんの漫画の中で描いている登場人物の具体的な設定が同じである上、様々な具体的な出来事や場面の描写やストーリー展開がトレースされている著作物では、どうでしょう。」

直哉「その場合は、葵の漫画を元にした著作物ということになりますよね。」

天の声・男性「はい。このケースは、葵さんの漫画の創作性のある表現部分が共通しているのですから、原著作物の『表現上の本質的特徴』が直接感得できると言えます。今回の件は、さらに漫画を小説に変える、つまり表現形式を変えていて、創作的表現が加えられていることになります。この場合には『翻案』として認められ、二次的著作物になるでしょう。」

香澄「なるほど。葵の漫画で、創作性のある表現の部分が、小説でも共通しているかどうかポイントになるんですね。」

葵「『表現上の本質的特徴を直接感得できる』という意味が、少しわかってきたように思います。」

天の声・女性「では次のポイントです。二次的著作物は原著作物の著作者の許諾なく、勝手に作ることはできません。著作権法では次のように書かれています。

二十七条 翻訳権、翻案権等。 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」

葵「そうか。それで友達に私の許諾を求めてきたのですね。」

天の声「そういうことです。」

直哉

「原著作から許諾を得た二次的著作物の場合、その権利はどのようにになりますか？」

天の声・女性「原著作物がないと二次的著作物も創作されていません。ですから、二次的著作物では、二次的著作物の著作権者の他、原著作物の著作権者にも権利が与えられます。具体的には著作権法では、次のように定められています。

第二十八条 二次的著作物の利用に関する原作者の権利。

二次的著作物の原著作物の著者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著者が有するものと同様の権利を専有する。

例えば、二次的著作物を利用する際には、二次的著作物の著作権者だけでなく、原著作物の著作権者からも利用許諾を得る必要があります。

さて、ここまで知った上で、例の小説投稿サイトの規約を見てみましょうか。

葵さん、二次的著作物の投稿条件にどのような内容が書かれていましたか？」

葵「色々な投稿サイトで記載内容は違うみたいですが、今回の小説投稿サイトでは、二次的著作物を投稿する場合には、原著作物の著作権者も許諾する旨の文書を併せて申告することになっていますそれから、投稿した小説の著者欄には、原著作物の著者名も『原作』として併せて掲載されるようです。」

香澄「あと、もしも原著作物が既に一般公開されている場合は、公開情報も掲載する必要があるようですね。」

天の声・女性「はい、大体の状況がつかめてきたでしょうか。二次的著作物を創作するためには、原著作物の著作権者による許諾が必要です。その確認をどのように行うか、各投稿サイトのスタンスが色々あるのですね。

今回調べた内容から、最終的にどのように小説が公開されるかが確認できたと思います。これらの情報をもとに、葵さんがお友達に漫画を小説化することを許諾するかを決めるとよいでしょう。」

葵「はい。わかりました。考えてみます。」